三鷹市市民協働センター

ミーティングルーム　・　ワークサロン　利用のきまり

ミーティングルームとワークサロンは、市民活動を目的としてご利用いただける施設です。

（個人目的によるご利用はできません。）

市民活動

自主的、自発的に行う活動で、次のいずれにも該当しないもの

①営利を目的とする活動

②宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動

③政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

④特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

利用の対象

市民活動をしている団体（以下のいずれかの条件を満たす団体）

①三鷹市内で活動している団体

②三鷹市外の活動であっても団体メンバーが都内在住、在勤、在学している団体

利用可能人数

・ミーティングルーム・・・１８人まで

・ワークサロン・・・・・・１２人まで

※定員を超えての利用はできません。

利用の回数・時間

１日１回３時間を限度とします。

利用をお断りするケース

・不特定多数に呼びかける教室、講座、集会、演説、署名活動、又はこれに類する活動

・楽器、カラオケ、歌、ダンスなど音や振動を出すこと

・飲酒、冠婚葬祭、パーティー、保育室、記者会見

施設・附属器具の破損

施設や附属器具を破損した場合は、実費弁償をお願いします。

駐車場

車での来館はご遠慮ください。

（駐車場は、２階会議室(有料)の利用者専用です。）

お子様について

お子様の行動については、保護者がその責任を負ってください。

貴重品について

貴重品の管理は、利用者の責任でお願いします。

****

※この「利用のきまり」に反する使い方をされた場合は、使用をお断りすることがあります。

※その他詳細につきましては、「三鷹市市民協働センター利用のきまり」をお守りください。

2023.2.1